

様式 3

343.

令和 6 年 8 月 28 日

奈良県知事 山下 真 殿

主たる事務所の所在地 〒630-0251

奈良県生駒市谷田町 850-4

医療法人名 医療法人

理事長名 河原 康二

(連絡先 TEL 0743-75-8

決 算 届

令和 6 年度 (令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで) の決算を終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。



[添付書類]

1. 事業報告書 様式 1
2. 財産目録 様式 2
3. 貸借対照表

① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日以前に設立された医療法人で、施行日以降に法第 44 条第 4 項の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第 50 条第 1 項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。） 様式 3－1

イ 改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、改正法による改正前の法第 56 条の規定が、当分の間、なおその効力を有することとされた医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。） 様式 3－2

② 診療所のみを開設する医療法人

ア 新法の医療法人 様式 3－3

イ 経過措置型医療法人 様式 3－4

4. 損益計算書

① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 様式 4－1

② 診療所のみを開設する医療法人 様式 4－2

5. 監事の監査報告書 様式 6

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足ります。
2. 提出は毎会計年度終了後 3 月以内となっています。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要です。

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人翔聖会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人

☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県生駒市谷田町 850-4 谷田ビル 2A

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 17 年 3 月 3 日

(4) 設立登記年月日 平成 17 年 3 月 11 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	河原 康二	
理 事	河原 章二	
同	小林 裕子	
同		
同		
同		
同		
監 事	河原 敏子	
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	翔デンタルクリニック 医療法人社 翔デンタルクリニック	奈良県生駒市谷田町 850-4 2930301078	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年8月25日 令和5年度決算の決定

平成6年2月27日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 翔聖会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒市谷田町850-4

財 産 目 録
(令和6年6月30日現在)

1. 資 産 額	159,652 千円
2. 負 債 額	139,950 千円
3. 純 資 産 額	19,702 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		103,025 ✓
B 固 定 資 産		56,627 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)		159,652
D 負 債 合 計		139,950
E 純 資 産 (C - D)		19,702

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 翔聖会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒市谷田町850-4

貸借対照表
(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	103,025	I 流 動 負 債	32,265
II 固 定 資 産	55,272	II 固 定 負 債	107,685
1 有 形 固 定 資 産	47,170		
2 無 形 固 定 資 産	4,711	負 債 合 計	139,950
3 そ の 他 の 資 産	3,390	純 資 産 の 部	
III その他	1,354	科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	10,702
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	19,702
資 産 合 計	159,652	負債・純資産合計	159,652

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 翔聖会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒市谷田町850-4

損 益 計 算 書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	230,511
2 事業費用	217,272
本来業務事業利益	13,238 ✓
II 事業外収益	473
III 事業外費用	1,125
経 常 利 益	12,586 ✓
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	12,586
法 人 税 等	909
当 期 純 利 益	11,676 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 翔聖会
所在地 奈良県生駒市谷田町850-4

※医療法人整理番号							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 翔聖会

理事長 河原 康二 殿

私は、医療法人翔聖会の令和 6 年会計年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 8 月 19 日

医療法人 翔聖会

監事 河原 敏子